

下呂市告示第180号

企業出納員及び現金取扱員の設置について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条の規定に基づき、管理者をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる事務を行わせるため企業出納員及び現金取扱員を設置する。

令和2年9月1日

下呂市長 山内 登

別表

設置施設	企業出納員	事務
下呂市立金山病院	事務局長兼事務課長	所管に係る徴収金の収納及び保管、物品の出納及び保管並びに財産の記録管理

設置施設	現金取扱員	事務
下呂市立金山病院	亀山 嘉人	徴収金の収納
	田口 忍	
	浅里 健	
	兼山 壽伸	
	山下 美穂	
	熊崎 央美	
	上村 美保	